

入札説明書

公 告 日
平成30年 1月25日
県営都市公園 鈴鹿青少年の森 公園指定管理者
三重県森林組合連合会

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。
本件入札に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ、参加してください。

1 案件名及び内容

案件名：鈴鹿青少年の森 公園飲料水自動販売機設置
内 容(仕 様):仕様書に記載のとおり

2 設置期間、設置場所、設置日

- (1) 設置期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- (2) 設置場所
鈴鹿青少年の森 公園（鈴鹿市住吉町 地内）
- (3) 設置日
原則平成30年4月1日

3 競争入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ウ 三重県内に本店、支店、営業所又は事業所を置いていること。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 自動販売機の設置業務において3年以上の実績を有すること。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、入札参加申込書（様式1）、誓約書（様式2）を13(2)の方法により提出し、入札参加資格があることの確認を受けてください。入札書（様式3）は必要事項を記載し、13(3)の入札書開札日当日に持参してください。また、入札書開札に本人以外の者が出席する場合は委任状（様式4）に必要事項を記載し、入札書開札日当日に持参してください。

なお、落札候補者にあつては、入札実施後に(1)及び(2)の書類を13(4)の締切日時までに提出していただきます。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し

5 入札方法及び落札者の決定方法について

- (1) P5「入札に際しての注意事項」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、3(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(以下「規則」という。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要かどうかは、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

6 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された①土地の使用料に加えて、②設置手数料金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税等を内書きで記載するものとします。

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

9 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

当連合会は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1.1 不当介入に係る通報等の義務

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等という。」）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 当連合会に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当連合会と協議を行うこと。

1.2 その他

(1) 当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、質問票（様式5）により、13(1)にある締切日時までに行うものとします。

（※回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いいたします。）

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、当連合会に説明を求め、十分ご承知おきください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 本件入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

1.3 期間の設定（時間は、24時間表示となっています。）

(1) 質疑等の提出締切日時

平成30年 2月 2日（金）17時まで

《結果回答》

平成30年 2月 9日（金）12時までに行います。

【提出方法】

提出締切日時までに、質問票（様式5）を「14 問い合わせ先」まで持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかにより提出してください。回答は下記ホームページで公開します。

（ホームページURL） suzuka-seisyounenmori.com

(2) 入札参加申込書、誓約書の締切日時

平成30年 2月16日(金) 12時まで

《結果通知》

平成30年 2月23日(金) 17時までに行います。

【提出方法】

入札参加申込書(様式1)、誓約書(様式2)に必要事項を記載し、提出締切日時までに「14 問い合わせ先」まで郵送又は持参により提出してください。

(3) 開札の場所・日時

場所 津市桜橋1丁目104番地 三重県森林組合連合会 3階 小会議室

第1回入札書開札日 平成30年 3月 5日(月) 13時

(再度入札を行う場合)

第2回入札書開札日 平成30年 3月 5日(月) 14時

第3回入札書開札日 平成30年 3月 5日(月) 15時

入札書(様式3)に必要事項を記載し、当日持参してください。また、本人以外の者が出席する場合は委任状(様式4)に必要事項を記載し、当日持参してください。

開札した結果、落札候補者となるべき者がいない場合は、上記日程で再度入札を行います。再度入札は、原則として3回までとし、再度入札に参加できる者は1回目の入札に参加した者とし、なお、入札が無効になった者は、再度入札に参加することができません。

(4) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

平成30年 3月 8日(木) 17時まで

落札候補者にあつては、入札実施後に4(1)及び(2)の書類を「14 問い合わせ先」まで郵送又は持参により提出していただきます。提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

14 問い合わせ先

〒513-0825

鈴鹿市住吉町南谷口

鈴鹿青少年の森 受付事務所 (担当：三重県森林組合連合会 江藤)

電話 059-378-2946

FAX 059-370-4706

電子メール info@suzuka-seisyounenomori.com

入札に際しての注意事項

- 1 本項目の(1)から(2)は参加資格、(3)から(6)は落札資格となります。
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (3) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - (4) 落札停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - (6) 自動販売機の設置業務において3年以上の実績を有すること。
- 2 落札候補者は、落札資格の確認のため、弊社が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。
 - (1) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
 - (2) 消費税及び地方消費税についての納税証明書(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- 3 入札価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、入札書の②設置手数料のみ、契約金額に108分の100を掛けた額)としてください。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)
- 4 当連合会は、必要に応じ資料等の提出を求めることができます。
- 5 入札額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。
- 6 落札候補者となるべき者がいない場合は、再度入札を行います。ただし、入札執行回数は、原則として3回を限度とし、この限度内で落札候補者がいない場合は入札を打ち切ります。
- 7 規則第71条の各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合があります。

なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の入札書は無効と取り扱います。

(無効要件)

次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。また、再度入札には参加できないものとします。

 - (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。(例：同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に入札を行った場合)
 - (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
 - (4) 入札に際して談合等の不正があったとき。
 - (5) 入札保証金を納付する場合に、その額が規則第67条第1項に規定する額に満たないとき。
 - (6) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
 - (7) その他弊社があらかじめ指示した事項に違反したとき。

(8) 再度入札において、入札価格が前回の入札における最高額と同額以下の入札をしたとき。

- 8 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生（再生）手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定を受けている者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項の第1号、第2号及び第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去3年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。

- 9 受注者が、暴排要綱第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

- 10 受注者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 当連合会に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当連合会と協議を行うこと。

(様式1)

入札参加申込書

平成 年 月 日

県営都市公園 鈴鹿青少年の森
公園指定管理者 三重県森林組合連合会 あて

申込者
(所在地)
(法人名)
(代表者名)

印

「鈴鹿青少年の森 公園飲料水自動販売機設置」の入札案件に参加したいので、以下のとおり申込みます。

1	入札希望	申込番号 1～4	設置場所 第3駐車場 外3箇所
2	営業店舗 (主たる事務所)	名称 所在地	
3	営業内容		
4	資本金		
5	創立年月日	年 月 日	
6	取扱品目		
7 連絡 先	担当部署名		
	担当者氏名		
	電話番号		
	ファックス		
	電子メール		

※「1 入札希望」については、仕様書の「2. 入札対象」をもとに記入してください。
※入札希望が複数ある場合は、入札書(様式3)は入札希望ごとに作成してください。

(様式2)

誓 約 書

平成 年 月 日

県営都市公園 鈴鹿青少年の森
公園指定管理者 三重県森林組合連合会 あて

申込者
(所在地)
(法人名)
(代表者名)

印

自動販売機設置にかかる入札の申込を行うに当たり、下記に記載した事項及び提出書類の内容は事実と相違ありません。

記

- ・当該競争入札にかかる契約を締結する能力を有しない者でないこと。
- ・破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げるものでないこと。
- ・自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。

(様式3)

入 札 書

平成 年 月 日

県営都市公園 鈴鹿青少年の森
公園指定管理者 三重県森林組合連合会 あて

見積者
(所在地)
(法人名)
(代表者名)

印

1. 案件名 鈴鹿青少年の森 公園飲料水自動販売機設置
2. 入札希望 (申込番号) 1～4
(設置場所) 第3駐車場 外3箇所

鈴鹿青少年の森 公園飲料水自動販売機設置の手数料等として、次のとおり入札します。

入札金額 円 (①+②)

内訳

土地の使用料 $600\text{円} \times 11\text{m}^2$ (貸付面積) $\times 5\text{年} = \underline{33,000\text{円}}$ …①

設置手数料 _____ 円 …②

入札保証金額 円

(様式4)

委 任 状

平成 年 月 日

県営都市公園 鈴鹿青少年の森
公園指定管理者 三重県森林組合連合会 あて

委任者
(所在地)
(法人名)
(代表者名)

印

下記のとおり権限を代理人に委任します。

記

1. 案件名 鈴鹿青少年の森 公園飲料水自動販売機設置
2. 委任事項 入札に関する事
3. 受任者
(1) 所在地
(2) 法人名
(3) 受任者名

印

(様式5)

質 問 票

(質問者)

団体の名称

質問者名

連絡先 (電話・FAX・E-mail)

質問項目	質 問 内 容

仕様書

1. 案件名 鈴鹿青少年の森 飲料水自動販売機設置

2. 入札対象

申込番号	設置場所	設置台数	貸付面積
1	第3駐車場	2台	1 m ² × 2台 = 2 m ² (幅 1.25m × 奥行 0.8m)
2	レストハウス	2台	1 m ² × 2台 = 2 m ² (幅 1.25m × 奥行 0.8m)
3	第2駐車場	4台	1 m ² × 4台 = 4 m ² (幅 1.25m × 奥行 0.8m)
4	キャンプ場	1台	3 m ² (幅 2m × 奥行 1.5m)

※詳細は別紙をご覧ください。

3. 契約期間及び設置時期

- (1) 契約期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとします。
- (2) 自動販売機の設置は、原則平成30年4月1日とします。

4. 販売品目及び販売価格

- (1) 飲料水の販売品目及び販売価格については、予め設置者と当連合会にて協議の上、決定します。
- (2) アルコール飲料については、販売品目としません。

5. 設置機器の型式等

- (1) 自動販売機の型式は、ユニバーサルデザインや省エネに対応したものとし、設置場所の色調にあったものとします。
- (2) 自動販売機は、10円玉硬貨から500円硬貨及び千円札紙幣に対応したものとします。

6. 費用負担

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等の費用、電気代等は設置者の負担とします。(入札金額にこれらの費用は含みませんので、別途負担が必要です。)
- (2) 電気代を算出するため、設置者において電気メーターを設置し、それによる実費を当連合会が指定する期限までに全額支払いしてください。ただし、第3駐車場、第2駐車場の電気料については、設置事業者が電力会社と契約のうえ、支払いをしてください。

7. 売上金の報告

設置者は、5月1日までに、本件入札にかかる自動販売機9台の各1台の売上数、売上

金を記載した書面を当連合会に提出してください。

鈴鹿青少年の森 公園飲料水自動販売機 売上実績

※平成 年度

自動販売機 (設置場所: 【No. 】) 平成 年 月 日

月別	数量 (本)	売上金額 (円)
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計		

8. その他遵守事項

- (1) 自動販売機の維持管理は設置者の責任において実施し、自動販売機の設置については、耐震補強を行う等、安全性につき万全を期すようにしてください。
- (2) 自動販売機本体の上部埃溜りやごみ箱本体の汚損等が生じないように、常に衛生的で快適な環境を保ってください。
- (3) 設置者は、建物管理上その他の事由により電源が供給できない場合があることをあらかじめ了承するものとし、事前または事後において当連合会より停電の通知があったときは電源の復旧、商品管理について速やかに対応してください。
- (4) 設置者は、自己の責任において自動販売機の設置、移動、撤去、自動販売機への商品補充、衛生管理、空き缶等の回収、保守修理および売上金の回収を実施してください。
- (5) 設置者は、販売する商品の品質、保存状態、安全性に万全を期すようにしてください。また、売り切れ状態や故障状態が続くことのないよう、商品の補充や修理を行ってください。
- (6) 自動販売機の設置又は商品の販売により第三者に損害を与えた場合は、すべて設置者が責任をもって賠償するものとします。
- (7) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行ってください。
- (8) 設置者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置者は一切の補償を当連合会に請求することができません。

(別紙)

申込番号	設置場所	設置台数	貸付面積
1	第3駐車場	2台	1 m ² × 2台 = 2 m ² (幅 1.25m × 奥行 0.8m)

図面、写真等

自動販売機

No. 1

自動販売機

No. 2

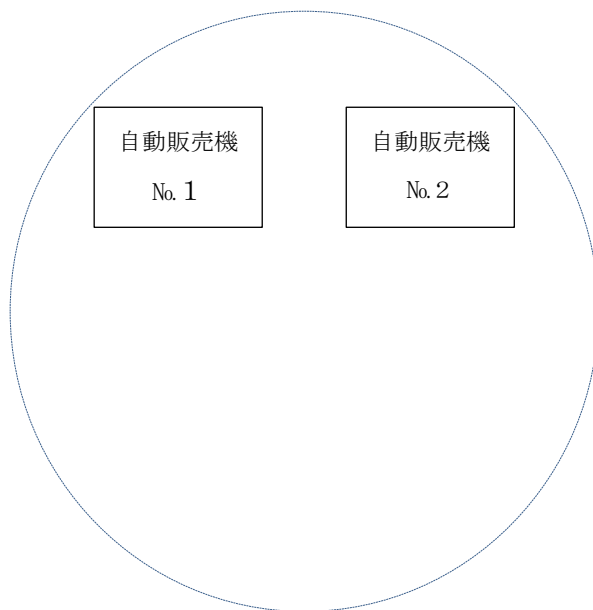
園路



(別紙)

申込番号	設置場所	設置台数	貸付面積
2	レストハウス	2台	1 m ² × 2台 = 2 m ² (幅 1.25m × 奥行 0.8m)

図面、写真等



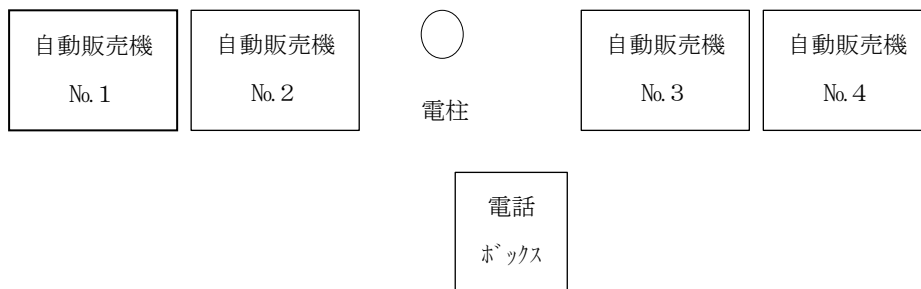
(別紙)

申込番号	設置場所	設置台数	貸付面積
3	第2駐車場	4台	1 m ² × 4台 = 4 m ² (幅 1.25m × 奥行 0.8m)

図面、写真等

加佐登鼓ヶ浦線

歩道



(別紙)

申込番号	設置場所	設置台数	貸付面積
4	キャンプ場	1台	3 m ² (幅 2m×奥行 1.5m)

図面、写真等

自動販売機
No. 1

園路



県有財産賃貸借契約書

貸主 県営都市公園 鈴鹿青少年の森 公園指定管理者（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

施設名称	県営都市公園 鈴鹿青少年の森
所 在	鈴鹿市住吉町 地内
設置箇所	鈴鹿青少年の森 第3駐車場 外3箇所
面 積	11㎡

（用途の指定）

第3条 乙は、賃貸借物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に自らが使用しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（賃貸借期間及び中途解約）

第4条 賃貸借期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする。

2 この契約で別に定める場合を除き、前項の期間の途中での解約は認めない。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、賃貸借期間の延長も行われぬものとする。

2 甲は、前条に規定する期間満了の1年前から6か月前までの期間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、賃貸借期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

（賃貸借料）

第6条 賃貸借料は、次のとおりとする。

契約金額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

- 2 前項の賃貸借料は、消費税率及び地方消費税率が改定されることが確定した際に変更契約を行い、変更するものとする。

(賃貸借料の支払)

第7条 乙は、前条に定める賃貸借料の年額を、次に定めるとおり、甲の発行する請求書により支払しなければならない。

年度	支払額	支払期限
平成30年度	<契約金額の五分之一に相当する額>	4月25日
平成31年度	<契約金額の五分之一に相当する額>	4月25日
平成32年度	<契約金額の五分之一に相当する額>	4月25日
平成33年度	<契約金額の五分之一に相当する額>	4月25日
平成34年度	<契約金額の五分之一に相当する額>	4月25日

(電気料の支払)

第8条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機には電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

- 2 甲は、施設全体の当該年の電気料総額を基に当該年の子メーターの表示する電気料を計算し、当該年度末に乙に請求書を送付するものとする。ただし、第3駐車場、第2駐車場の電気料については、乙が電力会社と契約のうえ、支払うものとする。
- 3 乙は、前項の請求書に定める支払期限までに甲に電気料を支払わなければならない。

(延滞金)

第9条 乙は、第7条及び第8条に基づき、甲が定める支払期限までに賃貸借料及び電気料(以下「賃貸借料等」という。)を支払しなかったときは、延滞金を甲に支払わなければならない。

- 2 前項の規定による延滞金の額は、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例(平成26年三重県条例第2号)第7条の規定により算定した額とする。

(充当の順序)

第10条 乙が賃貸借料等及び延滞金を支払すべき場合において、乙が支払した金額が賃貸借料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第11条 (※徴収する場合) 乙は、本契約締結前に、契約保証金として金<契約金額の100分の10以上>円を支払わなければならない。

- 2 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又は契約を解除した場合において、乙が第20条に規定する原状回復義務等本契約に定める全ての義務を履行し、甲に損害がないときには、乙の請求により前項に定める契約保証金を乙に返還する。ただし、賃貸借料等の未払い、損

害賠償その他乙が甲に対して負担する債務が残存する場合にあっては、契約保証金を当該債務の額に充当したうえで、その残余の額を返還する。

3 第1項に定める契約保証金には利息を付さない。

(かし担保)

第12条 乙は、この契約締結後、民法以外の法律に特別の定めがあるものを除くほか、賃貸借物件に数量の不足その他の隠れたかしを発見しても、賃貸借料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(維持管理義務)

第13条 乙は、賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって維持管理に努めなければならない。

2 乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第14条 甲は、賃貸借物件の維持補修の責を負わない。

2 賃貸借物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 乙は賃貸借物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(実地調査等)

第16条 甲は、必要に応じて、賃貸借物件の使用状況等について、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠たり、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(不当介入に対する措置)

第17条 乙は、契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (3) 甲に報告すること。
- (4) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより被害が生じるおそれがある場合、甲と協議を行うこと。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合乙は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を甲に支払うものとする。

- (1) 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) この契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めたとき。
- (3) 災害その他やむを得ない理由以外の理由により契約の解除を申し出たとき。
- (4) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条、第4条又は第7条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。
- (5) 三重県の発注する物件関係契約に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により通知するものとする。

3 第1項の場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。

(損害賠償等)

第19条 前条の場合において、甲が損害を生じたときは、甲は乙に対して契約保証金又は前条の違約金を超える部分については、その賠償を求めることができる。

(原状回復)

第20条 乙は、第4条に規定する賃貸借期間が満了したとき、又は前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに賃貸借物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(賃貸借料の返還)

第21条 甲は、この契約を解除したときは、既納の賃貸借料のうち、乙が賃貸借物件を甲に返還した日以降の未経過期間の賃貸借料を日割計算により返還する。

(有益費の請求権の放棄)

第22条 乙は、第4条に規定する賃貸借期間が満了したとき、又は契約が解除されたときにおいて、賃貸借物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第23条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(契約外事項)

第24条 この契約書に定めのない事項については、日本国法令及び三重県条例規則の定めるところによるものとする。

(紛争または疑義等の解決)

第25条 この契約に関し紛争または疑義が生じた場合は、甲、乙信義誠実の原則に従い協議の上、解決するものとする。

(専属的合意管轄裁判所)

第26条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 津市桜橋1丁目104番地
県営都市公園 鈴鹿青少年の森 公園指定管理者
三重県森林組合連合会
代用理事会長 朝尾高明

乙 住 所
氏 名
名称及び代表者氏名